

当社完全子会社による和光純薬工業株式会社株券に対する**公開買付けの結果に関するお知らせ**

平成 29 年 4 月 4 日

富士フィルムホールディングス株式会社(社長:助野 健児)の完全子会社である富士フィルム株式会社(以下「富士フィルム」といいます。)は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、和光純薬工業株式会社の普通株式を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成 29 年 2 月 27 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 4 月 3 日をもって終了いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けが当社の平成 29 年度の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

富士フィルムの概要

(1) 名 称	富士フィルム株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区西麻布二丁目 26 番 30 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 助野 健児
(4) 事 業 内 容	①イメージングソリューション(カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等)の開発、製造及び販売、②インフォメーションソリューション(メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等)の開発、製造及び販売等
(5) 資 本 金	40,000 百万円(平成 29 年 4 月 4 日現在)

以 上

(添付資料)

富士フィルムの開示資料

「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

報道関係

経営企画部 コーポレートコミュニケーション室

TEL 03-6271-2000

各 位

会 社 名 富士フィルム株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 助野 健児

和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

富士フィルム株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、和光純薬工業株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成 29 年 2 月 27 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 4 月 3 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 富士フィルム株式会社
 所在地 東京都港区西麻布二丁目 26 番 30 号

(2) 対象者の名称

和光純薬工業株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,215,538(株)	12,547,242(株)	—(株)

(注1) 買付予定数の下限(12,547,242 株)は、平成 29 年 2 月 27 日現在における対象者の親会社である武田薬品工業株式会社(以下「武田薬品工業」といいます。)(同日現在における所有株式数:12,486,821 株)及び武田薬品工業の子会社である日本製薬株式会社(同日現在における所有株式数:60,421 株)が所有する対象者株式の合計数(同日現在における所有株式数:12,547,242 株)と同数です。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(12,547,242 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)に従つて株主により単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に対象者株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する対象者株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(18,215,538 株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成 28 年 12 月 13 日に提出した第 144 期半期報告書(以下「対象者第 144 期半期報告書」といいます。)に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在における対象者の発行済株式総数(33,342,320 株)から、平成 29 年 2 月 27 日現在、公開買付者が所有する対象者株式の数(3,170,050 株)及び対象者が所有する自己株式数(11,956,732 株)を控除した株式数(18,215,538 株)になります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 2 月 27 日(月曜日)から平成 29 年 4 月 3 日(月曜日)まで(25 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 29 年 4 月 10 日(月曜日)まで(30 営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金 8,535 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,547,242 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(16,824,481 株)が買付予定数の下限(12,547,242 株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第9 条の4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。)第 30 条の2 に規定する方法により、平成 29 年 4 月 4 日に報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	16,824,481(株)	16,824,481(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合 計	16,824,481	16,824,481
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,170 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.82%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	19,994 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.50%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	32,403 個	

(注1)対象者は、本公開買付けの開始の前提として、本公開買付けにおける買付け等の価格と同額で対象者株式を平成 29 年 2 月 24 日付で取得する自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を行ったため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者に含めていますが、特別関係者である対象者が平成 29 年 2 月 27 日現在、所有する対象者株式 11,956,732 株は全て自己株式であり議決権はないため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個としております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 144 期半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては対象者株式の単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、本自己株式取得により平成 29 年 2 月 24 日付で対象者が所有する対象者株式が増加しているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 144 期半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(33,342,320 株)から平成 29 年 2 月 27 日現在対象者が所有する自己株式数(11,956,732 株)を控除した株式数(21,385,588 株)に係る議決権の数である 21,385 個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は 1,000 株です。)。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成 29 年 4 月 21 日(金曜日)

③ 決済の方法

本公開買付期間の終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込に対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて(i)本公開買付期間の終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ 信託銀行株式会社(以下「株主名簿管理人」といいます。)から発行される株主の所有株式数等を証明する「株式残高通知書」(以下「所有株式数等証明書」といいます。)及び本公開買付けによる買付け等の対象となる

株券等に係る「その他応募書類」(所有株式数等証明書に記載されている株主名及び住所を記載の上、届出印を押印した(届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書(交付日から6ヶ月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。)を添付した)「株式名義書換請求書」をいいます。以下同じです。)を、対象者の株主名簿管理人に対して交付し、(ii)株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、(iii)名義書換が完了した応募株主等を対象として、前記「②決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数等証明書」及び「その他応募書類」に不備があり、前記「②決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る権利が移転する時点(上記(ii)の名義書換が完了した時点)と応募株主等に対して本公開買付けにより買い付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性がありますが、対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成29年2月24日付で公表した「和光純薬工業株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

富士フィルム株式会社

(東京都港区赤坂九丁目7番3号)

以 上